

指定就労継続支援B型事業所 「ワークスペース喜福」利用契約 重要事項説明書

本重要事項説明書は、NPO法人喜里が運営する指定就労継続支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、関係省令に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただくことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名称	NPO法人喜里（きり）
所在地	滋賀県東近江市五個荘小幡町322-5
電話番号	0748-26-2407
代表者氏名	理事長 藤井美智代
設立年月日	平成26年8月6日

2. ご利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所 平成26年12月1日 指定 滋賀県 2510500529号
事業所の名称	ワークスペース喜福
事業所の所在地	滋賀県東近江市五個荘小幡町322-5
電話番号	0748-26-2407
管理者氏名	所長 藤井美智代
営業日	月曜日から金曜日 ただし国民の休日・夏季休暇・年末年始休暇を除く 行事等により土日祝開所する場合あり
受付時間	9時～17時
サービス提供時間	9時30分～15時30分
事業対象地域	東近江市（近隣市町については相談に応じます）
主たる対象者	難病者・慢性疾患患者・障害者
定員	14名
開設月日	平成26年10月14日
運営方針	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3. 職員体制

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定就労継続支援を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

(主な職員配置)

職種	常勤	非常勤	備考
事業所長（管理者）	1名		
サービス管理責任者	1名		兼務
職業指導員	1名	1名	
生活支援員	1名		
目標工賃達成指導員	1名		

4. サービスの内容

(1) サービスの種類及び内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者およびその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。
生産活動	利用者の病状、障害等の特性や作業能力に応じた作業を設定します。 作業内容：企業からの下請け 月・火・水・木・金 9時30分～12時00分 13時～15時30分
工賃の支払い	時給100円 月の利用日数により変動 昇給対应有
食事サービス	休憩時間12時00分～13時の間に、持参した昼食を食べてください。電子レンジ・湯沸かしポット・冷蔵庫を設定していますので、ご自由にお使いください。
実習の実施	運営規定参照
求職活動の支援	運営規定参照
職場への定着のための支援	運営規定参照

(2) 地域との連携

地域住民との交流	地域の活動等との連携および協力を行い、地域との交流に努めます。
ボランティア団体との交流	ボランティア希望者を積極的に受け入れます。

(3) 個別支援計画の作成

①事業者は、効果的かつ適切なサービスを行うため、利用者の意向を把握し、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ個別支援計画を本契約日に提示します。

②本計画は、定期的（最低年2回）に評価を行い、その内容を利用者に説明し、文書により合意を得ます。

5. サービス利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の職業指導員・生活支援員を決定します。担当の職業指導員・生活支援員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者からの特定の職業指導員・生活支援員を指名することはできませんが、職業指導員、生活支援員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

6. 費用

① サービス利用料

指定就労継続支援サービスに関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、市町から基準額を受領する場合（法廷代理受領）は、ご利用者の自己負担はその1割となります。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内となります。

② 交通費

公共の交通機関を利用する場合、交通費は実費負担とします。但し市町によっては一部補助が出る場合もあります。個別にご相談ください。

送迎車による送迎については費用はかかりません。

③ お支払方法

上記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し請求しますので、翌月末までに現金にてお支払いください。利用期間が1か月に満たない場合は、利用状況に基づいて計算した金額となります。

7. 利用者の個人情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際しての必要な複写料などの諸費用は、請求者の負担となります）保管期間は、就労継続支援サービスを提供した日から5年間です

8. 損害賠償保険への加入

当事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名：障害総合保険

9. 苦情等の受付について

①当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料の手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

相談窓口 NPO法人理事長 藤井美智代

受付日時 月曜日から金曜日 9時30分～15時30分

電話及びFAX 0748-26-2407

直接、理事長に伝えにくいことがあれば、以下の窓口まで連絡をしてください。

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

電話 077-567-4107（月～金 9：00～17：00 土日祝日除く）

ファックス 077-561-3061 メール c-ansin@mx.biwa.ne.jp

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138（県立長寿社会福祉センター内）

指定就労継続支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所：ワークスペース喜福

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

本人住所：

氏名：

代理人(必要に応じて)

住所：

氏名： 続柄（ ）